

会

議

午前10時 0分開議

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、3番 鈴木 孝君
であります。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第1号
から認第10号までの平成30年度下田市各会計歳入歳出決算認定10件を一括議題といたします。

これより決算審査特別委員長、沢登英信君より委員会における審査の経過と結果について
報告を求めます。

13番 沢登英信君。

〔決算審査特別委員長 沢登英信君登壇〕

○決算審査特別委員長（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

それでは、決算審査特別委員会審査報告を申し述べさせていただきます。

下議委第15号、令和元年10月1日、下田市議会議長、小泉孝敬様。

決算審査特別委員長、沢登英信。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定いたしましたので報告をいたします。

1. 議案の名称。

1) 認第1号 平成30年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

2) 認第2号 平成30年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

3) 認第3号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

4) 認第4号 平成30年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

5) 認第5号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

- 6) 認第6号 平成30年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
- 7) 認第7号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
- 8) 認第8号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 9) 認第9号 平成30年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 10) 認第10号 平成30年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

2. 審査の経過。

9月18日、19日、20日、24日、25日の5日間、中会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、平井統合政策課長、日吉総務課長、佐々木税務課長、土屋防災安全課長、須田福祉事務所長、井上市民保健課長、高野環境対策課長、樋口産業振興課長、永井観光交流課長、白井建設課長、土屋学校教育課長、鈴木生涯学習課長、長谷川上下水道課長、黒田監査委員事務局長、鈴木会計管理者兼出納室長、佐藤議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地調査を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 認第1号 平成30年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

- 2) 認第2号 平成30年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

- 3) 認第3号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

- 4) 認第4号 平成30年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

- 5) 認第5号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

6) 認第6号 平成30年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

7) 認第7号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

8) 認第8号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

9) 認第9号 平成30年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

10) 認第10号 平成30年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

なお、続きまして、平成30年度各会計の決算審査について。

1. 一般会計における事業と決算についてを報告をいたします。

総務課。

①平成30年度の一般会計当初予算は100億600万円で、前年度比3億9,200万円、4.1%の増であり、決算における歳入総額は110億8,825万520円で、前年度比3.6%の増。歳出総額は104億217万356円で、前年度比3.7%の増となっている。

②歳入増の主なるものは、地方交付税の28億7,056万9,000円で、前年度比6,630万3,000円、2.4%の増と市債8億4,090万円で前年度比1億7,320万円、25.9%の増である。

③歳出においては、前年度比3億7,261万8,186円、3.7%の増で、主なるものは新庁舎建設関連費、光ファイバ網整備事業補助金及び中学校再編整備関連事業や教育用パソコン購入、避難路や避難場所の防災設備改修と小学校の空調設備設置工事設計業務、さらに宮渡戸橋架替工事、ゆのもと橋耐震補強工事など大型の事業増によるものである。

選挙管理委員会事務局。

①柿崎財産区議会議員及び須崎財産区議会議員の補欠選挙（3月12日告示）が執行された

が、それぞれ立候補者が定数を超えなかったため、無投票となった。また、静岡県議会議員選挙（3月29日告示）が執行されたが、立候補者が定数を超えなかったため無投票となった。

②下田市選挙管理委員会は、下田高等学校で10月1日に、定時制生徒に対する選挙資材貸与による生徒会選挙支援、11月16日に全日制の1年生生徒240名に対する選挙出前授業を実施し、将来的な投票参加の促進を図ることに努めた。

統合政策課。

①庁舎等建設事業では、平成29年度に債務負担にて下田市新庁舎建設設計工事監理業務の委託を行った。平成30年度においては、新庁舎建設設計監理等業務委託（債務）9,425万9,700円を執行したが、さらに新庁舎建設基本設計再構築業務委託1,792万8,000円の支出が必要となった。

②公共交通推進事業では、平成30年10月から稲梓地区において自主運行バスに代わってコミュニティバスの運行を行ったが、半年で4,178人の利用があった。更なる利便性の向上を求める議論がなされた。

③地域振興事業のWi-Fi施設設置工事1,730万2,680円では、災害関連情報の提供、緊急事態時の重層的なインターネット接続手段の一環を提供し、また平時においては、住民や観光客等に利用を促すことで利便性の向上を図ることを目的に市内14か所にアクセスポイントを設置した。

④地域振興事業のみなとまちゾーン活性化推進事業実行委員会負担金500万円は、全額が企業誘致推進事業、（仮称シモダ大学）。409万円のうち、320万円が補正予算によって減額されたことにより、当初予算の編成に疑義が残った。

税務課。

①市税6税目の収入額は28億6,609万8,368円で、前年度比1.7%、4,933万5,849円の減となった。軽自動車税は台数の増加傾向にあり、調定額（現年）は7,159万7,200円で、前年度比2.4%、165万1,800円の増であった。また、市たばこ税は、売上本数の減少により調定額は1億8,076万4,717円で、前年度比3.5%、658万7,932円の減と大きく変化があり、他の税目は前年度と微小な変化であった。

②収納環境は、コンビニエンスストアでの収納業務が平成28年度から開始され、平成30年度の利用件数は2万5,264件で、前年度比8.9%、2,055件の増であった。

③賀茂地方税債権整理回収協議会において、換価配当額は4,494万8,006円で、前年度金額3,784万2,069円を上回る成果となった。今後は、人口減等により減収の方向にあるため、収

納率アップが望まれる。

防災安全課。

①平成29年12月に防犯灯1,594基をLED化し、平成30年度の防犯灯の電気料540万8,834円を支出した。平成29年度の電気料は627万9,941円で、平成30年度と単純比較すると87万1,107円の減となり、電気料の改善が見られた。

②防災施設等整備事業において、津波避難施設整備工事（敷根避難路、小山田避難路）により、4,036万2,840円で整備した。また、浜崎小学校に60立米の耐震性貯水槽を6,999万480円で、非常用トイレを896万4,000円で整備をした。

③防災対策総務事務において、避難誘導標識を755万280円で14か所、蓄光案内看板を461万5,920円で21か所の避難場所に設置し、新たな防災倉庫を502万2,000円で浜崎小学校、みくらの里及びセレモニーたかはしの3か所に設置をした。

福祉事務所。

①下田市総合福祉会館は、社会福祉法人下田市社会福祉協議会を指定管理者として、指定管理料423万8,000円で、下田市老人福祉センターの管理運営がなされている。

②社会福祉法人下田市社会福祉協議会は、市から委託を受け、地域福祉活動計画推進事業の主要な担い手となっている。福祉会館ふれあいサロン、災害ボランティア本部活動等の事業を行っており、本年は1,879万4,000円の補助金が下田市から交付されているが、人件費補助を含め、その増額の必要性の議論があった。

③災害時要援護者支援事業については、災害対策基本法により、高齢者や障害者の災害発生時の避難等に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務づけられ、平成27年度に導入、平成28年度から運用が開始され、情報の外部提供の同意・不同意について確認をしている。その活用について議論がなされた。

④自殺予防対策についての街頭キャンペーンが行われた。また、ゲートキーパー研修が下田市いきいきサポーターを対象に実施され、より一層市民一人一人の心の健康に対する意識を高められたい。

⑤平成30年度の生活保護被保護者は、318世帯で370人、保護率は1.72%となり、県下23市中2位となった。扶助費総額は延べ4,411人で5億8,328万8,376円が支給されている。就労者支援や総合的な相談窓口の充実を求める議論がなされた。

市民保健課。

①市民相談は、少子高齢化、核家族化などの社会の急激な変化により、生活上の悩みごと

も複雑・多岐になり、行政、家庭内、近隣トラブルなどの相談内容について、延べ24回開催し、27件の相談があった。

②ドクターヘリの活用は、平成30年74件の利用があった。夜間飛行の要望が多くなっている現状において、様々な要因により実現が難しいと考えられるものの、伊豆南部の医療、道路状況を勘案し、夜間飛行の早期実現を求める議論がなされた。

③順天堂大学医学部附属静岡病院直通のバスの運行時間帯を利用者の利便性に合わせるよう調整がなされたが、さらなる利便性の向上を求める議論がなされた。

④下田メディカルセンター、順天堂大学医学部附属静岡病院、伊豆今井浜病院、西伊豆健育会病院などでの電子カルテの共用が令和元年度から実施されることになった。医療機関の情報の共有化が実現し、重複医療の軽減や受診者の利便性が向上することになる。

環境対策課。

①公害苦情件数は合計29件あり、発生源の調査及び指導は適切に行われている。また、河川の水質検査も年4回実施し、水質汚濁の把握に努めている。

②ごみ収集量は全体で9,515トンとなり、リサイクル収集量も含め減少傾向にある。引き続き、古紙、アルミ、スチールや粗大ごみなど、市民へのリサイクル意識の向上と処理方法等についての検討が望まれる。

③PFIアドバイザー業務では、南伊豆町、松崎町との広域ごみ処理計画及び下田市独自のごみ処理計画についてアドバイスを受けた。平成30年度も修繕料3,552万2,699円、改修工事費5,899万3,320円と、前年度に引き続き高額な費用が発生しており、早期に将来に向けたごみ処理施設の建設計画策定が求められる。

産業振興課。

①美しい里山づくり（2名）、中心市街地の活性化（1名）、オリーブのまちづくり（1名）に対して、それぞれ地域おこし協力隊が活動している。3年間の期間を終えた隊員も含め、地域振興と定住化に対する成果が確認された。

②耕作放棄地の活用と新たな特産品づくりを目的とするオリーブのまちづくり事業は、オリーブのまちづくり事業推進計画を策定し、令和3年度までを栽培方法や新たな商品開発を研究する導入期としているが、耕作放棄地の改善が見込まれない現状において、事業の見直しを含めた検討が望まれる。

③農村体験宿泊施設「あずさ山の家」の施設利用者は3万4,479人で、前年度より2,908人増加した。しかしながら、次期指定管理者は決まっておらず、施設の使用目的も含め管理方

法の検討及び適切な運営が望まれる。

④漁港管理事業は、浚渫など適正に管理が行われている。しかしながら、夏期において、板見漁港では無許可でのバナナボートの利用が確認されており、安全等の確保のため、不正利用者に対する立ち入り禁止措置が求められる。

観光交流課。

①伊豆急下田駅の降車人員は、平成30年度46万9,992人で前年度比1.3%の減であった。宿泊客数は100万4,110人で、前年度比4.1% 3万9,721人の増で、前々年度比4.4% 4万2,004人の増と微増傾向にある。

②外国人観光宿泊者数は7,921人で前年度比24.2%の大幅増であり、伸び代のある実績となっている。さらに、外国人旅行者の誘客の推進と対策が望まれる。

③海水浴客の推移では、平成30年度49万6,100人は、前年度比15.8%の減、前々年度比24.3%の減と落ち込みが顕著である。しかし、平成30年度に主要ビーチに設置したインターネットでライブ中継するビーチライブカメラ5か所のチャンネルには多くの登録者がおり、下田のビーチへの人気と関心の高さを示している。老朽化したトイレなどの改良や多様化されたニーズに対応できる海岸整備が求められる。

④板戸プールにおいては、長年の放置状態が続くことから、安全性と景観についての悪影響が懸念される。撤去もしくは再整備などによる有効利用に向け、地域との議論と実施に努めるべきである。

⑤田牛竜宮公園は、遊歩道の再整備と安全確保事業を実施した。ジオパーク認定を最大限に生かし、さらなる集客につなげるべきである。

⑥道の駅「開国下田みなと」は、世界一の海づくりプロジェクト体験型プログラム「し〜もん」の受付窓口であり、観光客の一大交流施設である。道の駅機能を充実させ、施設全体のさらなる有効活用に努めるべきである。

⑦生活と産業そのものが観光であるという理念のもとに推進する美しい里山づくり、世界一の海づくり、30カラース、美味しいまちづくりの4つのプロジェクトにおいては、いまだ取り組み半ばであり、魅力発信と宿泊客数の増加に結びつくよう一層取り組むべきである。

建設課。

①道路維持工事は27件4,993万6,520円、河川維持工事は8件648万6,480円、排水路維持補修工事は4件296万8,920円、さらに橋梁維持工事においては、ゆのもと橋耐震補強工事1,380万円、宮渡戸橋架替工事1億2,950万600円をもって実施をした。今後も地域要望に対

し適切な対応に努めるべきである。

②都市計画マスタープラン推進事業は、新設改良工事費3,121万6,040円で、天神公園整備工事外4件と委託料2,388万3,120円で、旧下田町駐車場利用調査業務外10件が都市計画マスタープランに沿って実施された。

③市営住宅維持管理事業は、うつぎ原市営住宅4戸、丸山市営住宅17戸を解体工事費2,421万3,600円で解体した。また、老朽化した丸山市営住宅については、上河内市営住宅、大沢市営住宅への転居などを推進をしている。

学校教育課。

①中学校再編整備事業の委託料4,152万9,240円をもって新中学校整備に向けての地形測量、地質調査を実施した。また、新中学校名は下田市立下田中学校となった。

②小学校管理事業において、小学校空調設備設置工事設計業務委託を957万9,600円で行い、市内7校の小学校空調設備設置工事1億6,350万円については、年度内の執行が困難のため次年度に繰り越した。

③奨学振興事業においては、プログラミング教育業務委託650万円をもって中学校生徒の希望者を対象に学校法人角川ドワンゴ学園N高等学校の通信教育課程を利用し授業を実施した。受講者数は、稲生沢中学校での教室28名（稲生沢中学校19名、稲梓中学校9名）、下田中学校での教室は31名（下田中学校24名、下田東中学校7名）の合計59名で、実施回数は32回であった。

生涯学習課。

①NPO法人下田市体育協会（13協会）に対する補助金は15万5,000円で、下田市スポーツ祭委託は16万8,480円と少額であった。このことは、前年度決算審査特別委員会で指摘しており、スポーツ祭13種目、下田河津間駅伝競走大会などもボランティアに頼り過ぎで存続の不安があるため、必要な予算確保に努めるべきである。

②図書館は、平成30年度272日開館し、4万9,055冊、一日平均約180冊の図書の貸し出しを行った。図書館行事としては、ボランティアの協力による児童向けお話し会を8回、朗読&音楽ユニット「TAO」を招いての学校訪問、お話し会を1校で1回開催をした。そのほか、大人のための朗読会、大人のための名作紙芝居劇場など一般を対象としたイベントも行った。偶数月には、5か月児の母子を対象にファーストブックを6回開催し、図書館バック1袋と絵本を1冊プレゼントした。

③下田市民文化会館は、伊豆半島南部の文化拠点として定着し、平成30年度は公益財団法人

人下田市振興公社の様々な自主事業をもって年間10万6,631人が利用し、下田市民スポーツセンターは施設利用人員が年間6万6,522人を数えた。

2. 特別会計等決算について。

(1) 公共用地取得特別会計決算について。

①歳入額は318万8,872円で、主なものは下田市観光協会等の市有地貸付収入であり、同額を土地開発基金繰出金として支出している。

②公共用地取得特別会計貸付金は1億9,400万円となっている。下田駅前旧バスターミナル用地及び下田公園隣接地の今後の活用については、旧町内活性化のためより一層明確にされたい。

(2) 国民健康保険事業特別会計決算について。

①健康診査委託987万361円は、賀茂医師会に委託し特定健康診査を15会場で40回行い、1,601人の受診があった。保健指導等の業務委託により特定健康診査未受診者への受診勧奨を行った。今後も受診率向上に努めるべきである。

②国民健康保険事業は、国保財政の安定化を目指し平成30年度から県単位化へ移行することとなった。県が示す納付金と標準保険料率をもとに下田市が税率を定めるようになったため、資産に応じて計算する資産割を廃止するとともに、所得割、均等割、平等割を見直し、保険料を25%値下げした。国民健康保険税の収納状況は、一般被保険者国民健康保険税が調定額7億6,602万6,982円、収入済額5億3,294万9,930円、退職被保険者等国民健康保険税が調定額507万161円、収入済額318万971円となった。平成31年3月31日現在の下田市の被保険者数は6,703人である。

(3) 介護保険特別会計決算について。

①介護保険の収入状況は、調定額は5億7,820万6,900円、収入済額5億5,517万6,500円であった。平成31年3月31日現在の下田市の第1号被保険者数は8,914人である。

②介護認定審査会を48回開催し、1,280件の審査を行った。また、介護予防事業として脳トレ、フィットネス講座及び水中運動講座など8つの講座を開催した。包括的支援事業の任意事業において、介護予防、認知症予防のために講座を受講した65歳以上の高齢者に対し、65歳ノート配布事業を行った。

(4) 後期高齢者医療特別会計決算について。

①後期高齢者医療保険料の収納状況は、調定額2億5,943万3,400円、収入済額2億5,374万300円となった。平成31年3月31日現在の下田市の被保険者数は4,704人である。

②後期高齢者医療の保険料の徴収方法は、特別徴収と普通徴収の方法があり、特別徴収は年金支給月に自動的に徴収を行い、普通徴収は8月から翌年3月までの計8期の納期設定がされ、これに基づき徴収を行っている。

(5) 集落排水事業特別会計決算について。

①田牛地区における使用者戸数は91件で、ここ数年の変動はない。使用料は、265万7,501円で、収納率は100%である。下水道使用料（月額）と比較すると、基本使用料で100円、超過使用料で1立方メートル当たり20円安い単価となっているため、使用料の公平性が求められる。

(6) 下水道事業特別会計決算について。

①平成30年度中の接続戸数は18戸、接続人口は69人であり、下水道整備計画エリアにおける水洗化率は70.8%となった。未接続者の理由として、個々の経済的理由が挙げられる。さらに、接続戸数を増やすために事業所の接続を推進し、収益の増と海岸の水質保持に努めるべきである。

②管渠築造事業で5,555万8,320円の工事費による整備の結果、計画面積319.3ヘクタールに対し89.5%の整備率となり、供用開始面積は285.72ヘクタールとなった。

③下水道施設等更新事業では委託料4,340万1,960円、工事費4,025万4,840円をもって総合地震対策計画に基づく管路施設耐震化工事を実施したほか、武ガ浜ポンプ場の耐震補強に向けた実施設計業務を委託した。また、下水道施設全体の点検、調査の方針及び点検調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたストックマネジメント計画を策定し、本郷地区のマンホール蓋取替工事を実施した。

(7) 水道事業会計決算について。

①事業収益は6億4,745万6,806円で、前年度比1,293万9,527円、2.0%の減、事業費用は5億8,155万1,022円で、前年度比898万2,412円、1.6%の増となった。この結果、経常利益が6,590万5,784円、当年度純利益が6,590万5,784円となった。経営状況は、現状では健全であり、人口減少による収益の減は進むものの、平成30年度に策定した経営戦略においては、向こう10年は値上げの必要はないと試算がされている。

②災害時における停電については、給水ポンプの稼働に発電機等での対応が必要となるが、平成30年度においては、停電時に特に断水が発生することがなかったとの報告であった。ライフラインの確保は重要であるため、万全な対応を望むものである。

③資本的支出の主なものの中で、改良工事費においては新武山配水池造成工事（繰越）外

9件の配水管改良工事等を2億2,347万9,232円で実施した。この中で、平成30年度石綿管の布設換えが789メートル行われたが、いまだ1万4,161.5メートルが残っているため、今後も計画的に布設換えを行うよう求める。また、第6次拡張事業として上大沢第2増圧ポンプ場建設工事外3件の配水管布設工事と2件の用地測量業務委託及び上大沢地区増圧ポンプ場用地購入を含めて7,967万2,480円をもって事業を実施した。

3. まとめ。

①新庁舎建設設計監理等業務委託については、議会の意見を十分に聴取しなかったことにより、追加の1,792万8,000円の新庁舎建設基本設計再構築業務委託料が発生したことは、深く反省が求められる。

②当初予算で下田市の柱の事業とされたみなとまちゾーン活性化推進事業実行委員会負担金500万円、企業誘致推進事業320万円が減額されたことは、予算編成執行上、あってはならない問題である。

③浄化槽保守点検業務委託の入札において、前年度の決算審査特別委員会において改善を求めた100円入札に続いて、平成30年度も1円という異常な低価格で執行されている。適正価格での業務を委託すべきである。

④随意契約の一部において、適正に行われていないものがあつた。今後は、適正な運用に努められたい。

⑤伊豆縦貫自動車道の建設発生土の有効活用を図る候補地に関し、白浜柿崎地区建設発生土活用検討業務が415万8,000円で委託された。当該地区は、自然公園法第2種特別地域で、事前調査で埋め立てするには大変困難であることが把握でき、今回のような業務委託は必要なかった。適正な執行を要望するものである。

以上、適正な執行を要望するものである。

なお、11ページに参考資料を、市長に提出を求めた資料1から24、現地調査の実施箇所1から14を記載をしてございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、報告を終了をさせていただきます。

○議長（小泉孝敬君） ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し質疑を許します。

9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 2つ、3つちょっと質問させていただきます。

報告書の2ページ、最後にも注意書き等の記述がございましたけれども、ナンバー④の地域振興事業のみなとまちゾーン活性化推進事業委員会の負担金500万円の減額、それから企

業誘致推進事業（仮称シモダ大学）、このうちの一部、ほとんどの金額ですが、これが減額ということで、昨年来からあったことは報告を受けておりますが、その後、この企画、政策については、当初予定したものよりも必要ないと、やってもしようがない事業、効果が見込めない事業であるということで今年度は廃止と、金額減額というふうに捉えればよろしいのでしょうか。その辺は話し合いがどうなったのかお教えてください。

それから、続きまして、2ページの防災安全課絡みです。

②ですが、浜崎小学校における耐震性の貯水槽、これ十分必要な施設でございますが、大分高く費用もかかる事業でございます。これは、今後、市内の計画があると思うんですが、これはたしか初めて行われた事業だと思います。あとどの程度残っているのかということと、非常用トイレの設置、これもどの程度予定しているのか、もしわかれば教えてください。

それから、4ページ目の産業振興課絡みの②、オリーブの育成による再利用、里山づくり、産業育成ということで、目玉として行われている次第なんですけど、既に3年目に入っております。この中で、既に苗木が植えられて3か所ないしは4か所の実験農地があり、かつ地域おこし協力隊の保全担当とでも申しますか、若い人が担当して管理されておると思いますが、既に2年目ないしは3年目になりますと、植物というのは、当然3年間に及ぶ成長とそれから台風、風水害あるいは土地の不手際・不適當によりまして、必ず枯れないしは虫が付くといったものが出ると思います。この辺の状況まで話されているのかどうかということをお聞かせください。

以上でよろしくお願いたします。

○議長（小泉孝敬君） 委員長、沢登君。

〔決算審査特別委員長 沢登英信君登壇〕

○決算審査特別委員長（沢登英信君） それでは、進士濱美議員の御質問にお答えをいたします。

2ページの統合政策課の④地域振興事業のみなとまちゾーン活性化事業への500万円と企業誘致事業につきましては、これは会議はみなとまちゾーンにつきましては、それぞれ担当団体の役員を決めて話し合いはされたようではありますが、具体的な事業実施に至らずに削除すると。企業誘致のシモダ大学については、実施ができなかったとこういう結果かと思いません。そして、この2事業とも新年度予算では御案内のように予算措置がされております。今ちょっと手元に、ここへ持って来ておりませんので、金額が幾らということは申し上げられませんが、平成31年度、令和元年度の予算では予算措置がされている事業であります。

それから、防災安全課の②、金額が判断として高価ではないのかとこういう御感想もあったようですが、入札等については適正に行われているという判断をしたということが1点あります。

そして、浜崎小学校に60立方メートルの耐震性貯水槽、そして非常用トイレを整備したわけではありますが、現地視察をしまして、ため池といいますか、上に10か所トイレの設置するマンホールがありまして、そしてそこで用を足すことができるというこういう具合になっているものであります。

それから、さらに8,000セット、5回分、携帯用トイレですね。これらのものを配布をして、ですから4万袋ほどを用意してあるというこういう実態になっております。

今年度は、そういうわけで浜崎小学校等でございますが、それぞれの広域避難所等に災害対策の対応として整備をしていく必要があるものであるとこういう具合に考えているところではありますが、具体的な計画については、当委員会で申しわけございません、正さなかったものですから、手持ちに今後こういう計画になっているというのは提示できなくて申しわけございませんが、一応、今年度についてはここに記載しているような形でトイレセット、携帯トイレ及び避難所のトイレの整備をしたということでございます。

それから、4ページの産業振興課のオリーブのまちづくりでございますが、令和3年度までの3か年の3か所の試験農場の育成等々を踏まえて、あと3年をかけて耕作放棄地の改善あるいはオリーブの製品を観光や産業につなげていくとこういう事業を展開をしていくという当局の計画とはなっているわけですが、この3年度、ですから今年度一定の見直し、チェックをして、新たな3年をどう展開しようか、あるいはある場合には縮小をしようかというようなところを検討する時期にきているというこういう判断を当局としてもされているようでございますが、ただ、方向として、オリーブのまちづくりのこの事業以外、耕作放棄地等々を推進していく事業をまだ展開しておりませんので、当決算審査委員会としては、ここに書いてあります事業の見直しを認める一方で、これがうまくいくものかどうかそういう点も含めて見ていきたいとこのようなところであったかと思えます。

答弁漏れはございませんでしょうか。こんなところだったかと思えます。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） なければ、これをもって決算特別委員長に対する質疑を終わります。

沢登委員長、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

ここで11時5分まで休憩とします。

午前10時53分休憩

午前11時 5分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより、各議案について討論、採決を行います。

認第1号 平成30年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第1号 平成30年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第2号 平成30年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第2号 平成30年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第3号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 平成30年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第4号 平成30年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第5号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 平成30年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第6号 平成30年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第7号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第8号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 平成30年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第9号 平成30年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 平成30年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第10号 平成30年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

以上で、認第1号から認第10号までの平成30年度下田市各会計歳入歳出決算認定については全部終了いたしました。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第58号 子ども・子育て支援法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第59号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第60号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議第61号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第62号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第~~3~~4号）、議第64号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第65号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第66号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第67号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第68号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第69号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第70号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第71号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上、14件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、進士為雄君の報告を求めます。

11番 進士為雄君。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称。

- 1) 議第60号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第~~2~~4号）（本委員会付託事項）。
- 3) 議第65号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）。
- 4) 議第66号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。
- 5) 議第67号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。
- 6) 議第68号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。
- 7) 議第69号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。
- 8) 議第70号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。
- 9) 議第71号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）。

2. 審査の経過。

9月27日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より井上市民保健課長、高野環境対策課長、樋口産業振興課長、永井観光交流課長、白井建設課長、長谷川上下水道課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及び理由。

- 1) 議第60号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第~~2~~4号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第65号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第66号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第67号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第68号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第69号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第70号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第71号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(小泉孝敬君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番(沢登英信君) 議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算(第~~3~~4号)についてお尋ねをしたいと思います。

補正予算書の8ページに第2表債務負担行為補正として追加、ごみ焼却施設長期包括業務委託、令和元年度より令和7年度まで8億8,000万円でごみ焼却の長期包括委託を委託するんだと、今年度において締結し、令和2年度から以降において支払うと。この債務負担行為でございますが、29年度から30年度にかけて既に債務負担行為で下田市営のじんかい処理場、いわゆる焼却炉の長期包括委託をするのがいいのか悪いのかと。するとしたらどのようにしていったらいいのか、こういう調査業務をしていると思います。そして、今年度におきましても、下田市営じんかい処理場長期包括委託調査及び支援業務委託として247万5,000円予算措置がされている。

そうしますと、当然、この調査結果をなくして業務委託をするんだとこういうことでは、結論を出すべき内容ではないと。この債務負担行為は、私は、削除すべきことだと。議会に

も長期委託することがいいのか悪いのかの調査結果も発表していないのではないかと思うわけです。当産業厚生委員会では、この内容の結果を聞いているのかと。どういう議論をされたのかと。こういう状況の中で、原案可決、やむを得ないものというような結論を出すことは、甚だ遺憾だと私は思うわけです。どのような議論がされたのか、全くその議論さえしていないのか、明らかにしていただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 議員の言われる債務負担行為についての議論はありませんでした。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

御苦労さまでした。席にお戻りください。

次に、総務文教委員長、滝内久生君の報告を求めます。

7番 滝内久生君。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 議第58号 子ども・子育て支援法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

2) 議第59号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第61号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第62号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第~~3~~4号）（本委員会付託事項）。

6) 議題64号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

7) 議第66号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

8) 議第67号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

9) 議第68号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

10) 議第70号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

11) 議第71号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

2. 審査の経過。

9月27日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋学校教育課長、日吉総務課長、須田福祉事務所長、平井統合政策課長、土屋防災安全課長、鈴木生涯学習課長、佐藤議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第58号 子ども・子育て支援法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第59号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第61号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第62号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算(第~~3~~4号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議題64号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第66号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第67号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第68号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第70号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第71号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長(小泉孝敬君) ただいま総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小泉孝敬君) これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

御苦労さまでした。

以上で委員長報告と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第58号 子ども・子育て支援法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制

定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第58号 子ども・子育て支援法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第59号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第59号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第60号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり可決するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第60号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第61号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第61号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第62号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第62号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第~~3~~4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第~~3~~4号）に反対の立場から討論をさせていただきます。

補正予算の8ページ、第2表債務負担行為補正、追加のうちごみ焼却施設長期包括業務委託、令和元年度より令和7年度まで事業予定価格8億8,000万円の範囲内でごみ焼却施設の長期包括業務を委託する旨の契約を令和元年度において締結し、令和2年度以降において支払うというこの業務委託であります。この内容は、私は認めがたく、削除すべき債務負担行為であると思うわけであります。したがって、議第63号に反対するものであります。

焼却炉は現在、8人の職員で3交代で朝8時から21時までの勤務で、12時間焼却炉は運転をされているわけであります。年間約9,300トンから1万トンの焼却処分で、約12%の残渣が出る残渣率であります。ばいじんや焼却灰が排出されているわけであります。この現在8人の職員の職場を結果的に奪い、民間に委託をしようとしているものであります。しかも、6年間で8億8,000万円予算措置するということでありますので、1年間に割りますと1億4,667万円ほどの金額で委託をしようと。現状は、恐らく1億2,000万円程度で運営されているのではないかと思うわけであります。

平成29年度には、下田市じんかい処理場長期包括委託調査及び支援事業を2年間の債務負担行為で株式会社日産技術コンサルタント静岡事務所と契約をしているわけであります。平成29年度は255万1,500円、30年度は329万5,620円であります。長期委託するメリット・デメリット、長期委託するとしたらどのように計画したらよいか等の調査結果も当議会にまだ報告がされていないのではないかと思うわけであります。

そして、8億8,000万円もの長期包括委託などどうして予算計上するのか、私は疑問に思うわけであります。調査をする前に、既に民間委託することが決定していて、この業務を推進をしているとしか理解ができないわけであります。市民と接するサービス部門の退職者不補充の方針のもと、何を構わず職場を切り捨て民営化していこうというこの当局の姿勢がこの予算にあらわれているわけであります。焼却炉を運転する職員を採用し、市民に責任の持てる清掃事務所であり焼却場にしてほしいと思うものであります。

かつてごみ収集業務を民間委託するかどうか、市民サービスの質やあるいは経費の削減できるかどうか調査委託をし、その報告に基づき収集業務の民営化が今日進められてきているところがございます。皆さんのお手元に配付させていただきましたこの資料、ごみの処理経費、これは下田市の一般廃棄物処理計画、平成30年8月に作った資料の39ページでございます。この中のちょうど中段、処理維持管理費、委託費の中の収集業務運搬、平成23年度は3,475万5,000円、この数字は、平成27年度には7,058万5,000円、こうなっただけでございます。

収集の質については、なかなか議論しにくいかと思いますが、このデータによれば、決して民間委託をして経費が削減されたというような結果は出ていないわけでございます。そして、総額平成23年度は3億4,871万2,000円、27年度は4億円を超えているわけでございます。28年度は4億2,132万9,000円、そして29年度と30年度につきましては、皆さんの御手元の主要な成果にその数字が出ています。4億5,000万円を超える費用になってまいっているわけでございます。

このような現実から、その経緯から見ましても、問題が多いと。そして、この資料の平成24年度には、5台で市内の収集を分担して行っておりますうち、2台を委託しました。そして、平成25年は3台を、26年度は4台を、そして5台、全域を今日収集業務につきましては民間委託しているという現状になり、今日を迎えているわけでございます。

私としますと、さらにこの業務委託の終わります令和8年度になりますと、新設の焼却炉を建設していなければならないという時期を迎えるわけでございます。焼却施設にするのか、あるいは市長提案のトンネルコンポスト方式にするのか、こういうことも検討がされていくことになろうかと思いますが、現実に焼却施設に携わっている職員が誰もいないという中で、人材不足、知恵の蓄積もないこういう状態で、ただコンサルタントのみに建設計画を依頼をしていく、このような方向で本当によろしいのかと思うわけでございます。実際に携わってきた職員の経験がやはり新設施設の建設やその運営に必要なかと思うわけでございます。

修理をしている業者が一番運転をすることが上手だと、必ずしもこういう具合には言えないわけですが、車で考えても、車を修理できる人が最良のドライバーだと、運転者だと、そんなことは言えないんだと思うわけですが。実際に現場の焼却炉を運転し、そして下田市の持ち込まれたごみの質やその性質を見極めた職員がいてこそ、スムーズに円滑にこれが運営されるということは、皆さん当然ではないかと思うわけでございます。

こういうことから言いまして、まさに退職者不補充、市民と接する部門を切り捨てていこうというこの当局の方針が大変な混乱をもたらし、清掃事務所におきます委託の方向をしゃにむに推し進めていくという結果になっていようかと思えます。少なくとも、委託をした結果がいいのか悪いのかの調査結果も吟味をせずにこの予算を通すなど、議員として進めてはいけない内容を含んでいると私は考えるものでございます。

したがいまして、議第63号 令和の元年度下田市一般会計補正予算は、これを否決をし、再度調整をしていただく、出し直しをしていただく、こういうことが必要であると思うものでございます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（小泉孝敬君） 次に賛成意見の発言を許します。

10番 橋本智洋君。

〔10番 橋本智洋君登壇〕

○10番（橋本智洋君） 議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第~~3~~4号）について賛成討論をさせていただきます。

先ほど、沢登議員のほうからありましたが、債務負担に関してですが、人事適正計画の中で現業不補充とあり、平成7年より職員のほうを採用しておりません。25年までに25人の退職者が出ております。技術継承もままならないというような状況でございます。まして、この多様化された社会の中で、当局側としては新たな仕事も増えてきているというような状況でございます。物理的な面、それから時代背景を考えても、やはりアウトソーシングをせざるを得ないというような状況でございます。

よって、私のほうは賛成とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって討論は終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第63号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第~~3~~4号）は委員長の報告どお

りこれを可決することに決定いたしました。

次に、議題64号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議題64号 令和元年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第65号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第65号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第66号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第66号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第67号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第67号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第68号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第68号 令和元年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第69号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第69号 令和元年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第70号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第70号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第71号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第71号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第2号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

◎発議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、発議第3号 地震財特法の延長に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 発議第3号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、地震財特法の延長に関する意見書を別紙により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、消防庁長官、林野庁長官、水産庁長官に提出するものとする。

令和元年10月1日提出。

提出者、下田市議会議員、沢登英信、賛成者、下田市議会議員、滝内久生、同、進士為雄、同、鈴木 孝、同、中村 敦、同、渡邊照志、同、矢田部邦夫、同、江田邦明、同、進士濱美。

提案理由。

地震財特法の延長を求めるためであります。

文案を朗読をもって提案をしたいと思います。

地震財特法の延長に関する意見書。

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。この計画は、令和元年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって作成されていることから、今後、実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災を始めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町村が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設、山崩れ防止施設、避難地・避難路の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって、国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律を延長するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月1日。

静岡県下田市議会。

以上で提案を終わります。

○議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第3号 地震財特法の延長に関する意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

発議第3号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。御苦労さまでした。

次に、発議第3号 地震財特法の延長に関する意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第3号 地震財特法の延長に関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（小泉孝敬君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって令和元年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

なお、一部事務組合報告会をこの後午後1時から議場で開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願ひします。

皆さん、大変御苦労さまでございました。

午後 0時 0分閉会